

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成 26 年 9 月 11 日					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市伏見区横大路千両松町 1 2 6		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社京都環境保全公社 代表取締役 檀野 恭介 電話 075 - 622 - 8080					
主たる業種	産業廃棄物処理業	細分類番号	8 8 2 2				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input checked="" type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	産業廃棄物のリサイクルの推進、日常的な省エネ活動の推進に取り組み、平成23~25年度の平均の温室効果ガスから平成26~28年度までの温室効果ガスを3ヶ年平均で3.3%削減する。(3ヶ年で9.9%削減)						
計画を推進するための体制	環境マネジメントシステム運用の推進を図る環境委員会の下部組織である省エネ部会で削減計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	38,126.9 トン	37,977.2 トン	38,004.1 トン	38,108.1 トン	-0.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	39,338.5 トン	37,977.2 トン	38,004.1 トン	38,108.1 トン	-3.3 パーセント	
目標の根拠		押込送風機のインバータ化、雑用コンプレッサーの更新、廃プラスチックのリサイクルの推進により年平均3.3%の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (廃棄物搬入量)	7.65	7.45	7.40	7.39	-3.46 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		押込送風機のインバータ化、雑用コンプレッサーの更新、設備管理の徹底、安定燃焼による効率の良い運転をすることで3ヶ年平均で3.42%の改善を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		129.0 パーセント	141.0 パーセント	141.0 パーセント	147.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	押込送風機のインバータ化、管理標準の運用による適正な運転管理					
	(27)年度	雑用コンプレッサーの更新、管理標準の運用による適正な運転管理					
	(28)年度	管理標準の運用による適正な運転管理					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	社員行動指針実行項目に毎月16日をノーマイカーデーと定め、実施に努める。					
	上記の措置を採用する理由	温室効果ガス削減に寄与できるだけでなく、社員の環境への取組意識の向上に繋がるから。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・「DO YOU KYOTO?プロジェクト」ライトダウン及び環境家計簿の取組に参加。・京都市「四季の花ストリート事業」御池通りスポンサー花壇に当社製造の下水汚泥炭化物を提供。京都市エコドライブ推進事業所へ登録。・当社版カーボンフットプリントの情報を提供することにより、既存顧客へCO2削減の提案を実施。・エコマガジン(環境関連技術情報紙)を作成し、外部に発信。						
特記事項	・排出事業者、行政、学校、地元自治会、各種団体の施設見学を積極的に受け入れ、当社の環境管理活動への理解を深めてもらっている。・当社周辺の清掃を週1回実施している。・環境報告書を発行して、当社の環境管理活動の情報を広く外部に発信している。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。